

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年7月15日 12時35分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港 ^{きばかなおか} 木場金岡ふ頭P4岸壁 名古屋港海上交通センター金城信号所から真方位335° 1.5海里付近 (概位 北緯35° 03.5′ 東経136° 50.0′)
事故の概要	貨物船 ^{ユウショウ エンジェル} YUSHO ANGEL IIは、離岸作業中、係留中の貨物船 ^{しんあい} 神愛丸に衝突した。
事故調査の経過	令和元年8月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 YUSHO ANGEL II（パナマ共和国籍）、1,512トン 9238648（IMO番号）、TOUA LINE S.A. B 貨物船 神愛丸、499トン 141604、神鋼物流株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A（ベトナム社会主義共和国籍）、船長免状（パナマ共和国発給） B 船長B、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか9人（全員ベトナム社会主義共和国籍）が乗り組み、後方約20mにB船が係留している状況において、船長Aが、左舷着けの状態から離岸操船を行い、主機を中立運転として右舷船尾方に投下していた右舷錨を巻き揚げながら後退を続けたところ、左舷船尾部がB船の右舷船首部に衝突した。 B船は、船長Bほか5人が乗り組み、入船左舷着けで係留中、A船が衝突した。
分析	A船は、右舷船尾方に投下していた右舷錨を巻き揚げながら離岸作業中、船長Aが後方で係留中のB船と十分な距離を隔てずに後退を続けたことから、B船に衝突したものと考えられる。 B船は、係留中、A船が衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、右舷船尾方に投下していた右舷錨を巻き揚げながら離岸作業中、船長Aが後方で係留中のB船と十分な距離を隔てずに後退を続けたため、B船に衝突したものと考えられる。

再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・他の船舶等と適切な距離を隔てて離着岸等の操船を行うこと。
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------